

「存じですか」

ひとり親家庭支援制度

ひとりの親家庭の「生活の維持」や「仕事と家事・育児の両立」などを支援するため、次のような制度があります。ぜひ活用ください。

①～③は、18歳に達した

① ひとり親家庭等医療費助成

医療保険の自己負担すべき額から一部負担金を控除した額を助成します。

対 次のいずれかの状態にある方
▽ひとり親家庭等の母または父および児童
▽両親がいない児童などの養育者およびその児童

② 児童育成手当

③ 児童扶養手当

対 次のいずれかの状態にある児童を養育している方
▽父母が離婚した児童
▽父または母が死亡した児童
▽父または母が生死不明である児童
▽婚姻によらないで生まれた児童など

■ **手当額** ② 児童1人につき、月額1万3千500円（児童に障がいがある場合は加算あり）
③ 月額4万3千700円（1万600円（児童2人目1万100円）5千900円、3人目から1

円）
年度末の末日（障がいがある場合は20歳未満）までの児童がいるひとり親家庭等が対象で、所得や世帯状況により制限があります。④～⑦は、事前相談が必要です。

④ ホームヘルプサービス

ひとりの親家庭が、一時的な理由でお困りのときに、育児や家事などを行うホームヘルパーを派遣します。新型コロナウイルスワクチン接種の際も利用可能です。

対 次のいずれかに該当する方
▽ひとり親家庭となつてから2年以内の家庭
▽技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合

▽就職活動等、自立促進に必要と認められる場合
▽疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加の場合
▽乳幼児または小学校に就学する児童がいる家庭で、就業の事情により支援が必要な場合

■ **援助内容** 子どもの世話、食事の世話、掃除、洗濯、整理整頓など
■ **所得により費用の負担が必**

要な場合があります
⑤ **母子及び父子福祉資金**
ひとり親家庭の生活の安定を図るための貸し付け制度です。
対 都内在住（6か月以上）で、20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の母または父
■ **貸付金の種類** 事業開始資金、事業継続資金、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、住宅資金、結婚資金など
■ **償還方法** 償還期間は、3～20年ですが、貸付金の種類により異なります
⑥ **母子家庭及び父子家庭自立支援給付金**
母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金
ひとり親家庭の母または父が、就業に際し必要な教育訓練講座を受講した場合に受講費の一部を補助します。
対 20歳未満の児童を扶養している母または父で、次のすべての要件を満たす方
▽児童扶養手当を受給しているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方
▽当該講座の受講が就業のために必要と認められる方
▽過去に本給付金の支給を受



⑤ 母子及び父子福祉資金

ひとり親家庭の生活の安定を図るための貸し付け制度です。

対 都内在住（6か月以上）で、20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の母または父

■ **貸付金の種類** 事業開始資金、事業継続資金、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、住宅資金、結婚資金など

■ **償還方法** 償還期間は、3～20年ですが、貸付金の種類により異なります

⑥ **母子家庭及び父子家庭自立支援給付金**

母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父が、就業に際し必要な教育訓練講座を受講した場合に受講費の一部を補助します。

対 20歳未満の児童を扶養している母または父で、次のすべての要件を満たす方

▽児童扶養手当を受給しているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方

▽当該講座の受講が就業のために必要と認められる方

▽過去に本給付金の支給を受

けていない方
⑦ **母子・父子自立支援プログラム**
児童扶養手当を受給している方等を対象とし、面接により希望や経験などを伺ったうえで、ハローワークと連携して就労を支援します。

⑧ **ひとり親家庭等支援**
母子家庭等や女性の生活上の問題、経済上の問題など、各種の相談に母子・父子自立支援員が応じます。

⑨ **市養育費確保支援事業補助金**
ひとり親家庭で養育費の取り決めを行うにあたり、公正証書等作成経費および保証会社との養育費保証契約締結経費に対して、それぞれ5万円を上限に補助します。
詳細は市ホームページをご覧ください。

⑩ **共通**
①～③ 子育て支援課 助成係（☎042-387-9833）
④～⑥ 子育て支援課 子育て支援係（☎042-387-9836）

乳幼児・義務教育就学児医療費助成制度

（中学生以上の保護者に限る）等の基準がありますので、また医療証をお持ちでない保護者の方は、お問い合わせください。
☎042-387-9833



令和5年度

保育施設等の利用申請

二次募集受付

■ **受入予定人数** 2月1日から市ホームページに掲載します

■ **集計が整いつた** 次、一次募集繰り上げ選考分を反映した募集人数を更新予定です

■ **利用希望者が** 保育施設等の受け入れ予定人数を超えたときは、一定の基準に従い、入所指数等の高い児童から順次利用開始となります

■ **0歳児は、** 生後57日目を以降から利用対象となります

■ **申請基準** 保育施設等へ利用申請できる児童は、その保護者のいづれかが、一定の要件により保育に当たることができない必要があります

■ **育児休業取得** 中で、入園が内定した方は、4月中に育児休業を終了してもらう必要があります

■ **利用料** 保護者の住民税所得割額（市区町村民税のみ）に応じて決定します

■ **申請書等配布** 保育課、各保育施設等、市ホームページ

■ **必要書類** 等詳細は、保育課発行の入所案内または市ホームページをご覧ください
甲 2月1日（水）～17日（金）（必着）に、郵送で必要書類一式を保育課へ
※令和4年度の保育施設等利用申請書は、令和5年3月31日で有効期限が切れますので、令和5年4月以降も引き続き入所を希望する場合は、受付期間内に申請書を提出してください
※市外の保育施設等の利用を希望する場合は、締切日・必要書類等が各市区町村・施設で異なりますので、確認のうえ、早めに保育課へお申し込みください
☎保育課保育係（〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎3階）☎042-387-9846

凡例 時日時 所場所 内内容 講講師 対対象 定定員 費用 持持ち物 申申し込み 問問い合わせ 他その他 HPホームページ Eメール